答　　申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第２　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和５年２月２８日付けの児童手当認定請求却下通知書により行った児童手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第３　請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

申請書類に関する説明不足（不足書類は離婚証明）。

日本語の理解不十分な外国人に離婚証明書の提出を伝えたこと、戸籍謄本の提出と伝えれば提出ができた。

第４　審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５　調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年　月　日	審議経過
令和６年　１月２９日	諮問
令和６年　６月１４日	審議（第８９回第１部会）

令和６年　７月２５日	審議（第９０回第１部会）
令和６年　８月２９日	審議（第９１回第１部会）

第６　審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１　法令等の定め

⑴　児童手当の支給要件

児童手当法（以下「法」という。）４条１項１号は、手当の支給要件について、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると定める。

同条４項は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと定める。

「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成２４年３月３１日付雇児発０３３１第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第２・１・⑹は、法４条４項について、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであることとしている。

⑵　認定手続

法７条１項によれば、児童手当の支給要件に該当する者（法４条１項１号から３号までに係るものに限る。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとされている。

また、内閣府令である児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）１条の４第１項の規定によれば、法７条１項の規定による手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第２号による請求書を市町村長に提出することによって行わなければな

らないとされている。そして、法施行規則１条の４第２項によれば、同条１項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならないとされ、７号において、「一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母（中略）であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母（中略）と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類」が掲げられている。

２　本件処分についての検討

上記１の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

法７条１項に基づく認定申請に対する拒否処分を行う場合には、処分庁の判断の慎重と公正性を担保し、恣意を抑制する趣旨及び申請者の不服申立ての便宜を図る趣旨から、処分庁には理由提示が要求されている（行政手続法８条１項）。

理由提示の程度に関しては、上記趣旨を実現するためにも、適用条文の指摘では足りず、当該条項を適用する事実関係をも明記することが求められている（最高裁判所昭和６０年１月２２日判決・最高裁判所民事判例集第３９巻１号１頁参照）。さらに、処分理由は、処分を行う過程で申請者に事実上示されることでは足りず、理由提示の記載自体から申請者が了知できることが必要であると解されている。

こうした観点から本件に付された理由提示をみると、処分理由には「申請書類不足」の語が記されているに止まり、理由提示に求められている上記水準を満たすものではない。理由提示が行政手続の中でも最も基本的な手続類型であることからすると、その懈怠は処分の取消理由に該当すると解するのが相当である。

したがって、本件処分は違法であり、取消しが妥当である。

よって、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實